

# 定 款

公益社団法人日本婦人科腫瘍学会

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本婦人科腫瘍学会と称する。

2 この法人の英文名は、Japan Society of Gynecologic Oncology と表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、婦人科腫瘍の病理、診断、治療及び遺伝子情報等に関する研究等の事業を行うことにより、これらの進歩と発展を図り、国民の医療福祉に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催等による婦人科腫瘍学に関する学術研究事業
- (2) 婦人科腫瘍学に関する機関誌及び論文図書等の発行事業
- (3) 婦人科腫瘍学に関する調査研究及び教育事業
- (4) 婦人科腫瘍領域に関する専門医及び病院等医療機関の認定及び教育研修事業
- (5) 国内外の関係学術団体との連絡提携及び調整事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項のうち(4)については日本全国、(1)、(2)、(3)、(5)、(6)については本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 婦人科腫瘍学の進歩に著しく貢献し、理事会により推薦された個人
- (3) 功労会員 この法人の発展に功労があり、正会員の中から理事会により推薦された個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 この法人の社員は、概ね正会員10人の中から1人をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める)。

3 代議員を選出するため、正会員及び功労会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。

5 第3項の代議員選挙において、正会員及び功労会員は全て等しく代議員を選挙する権利を有する。理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は2年に1度、12月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、

当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員及び功労会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(書面又は電磁的方法による議決権行使書の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び功労会員の同意がなければ、免除することができない。

#### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、名誉会員及び功労会員を除いて、理事会の定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

2 名誉会員及び功労会員に推薦された者は、入会の手続きは必要とせず、本人の承諾により、会員となるものとする。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、正会員は、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 功労会員及び賛助会員は、毎年、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

3 名誉会員は、支払う義務を負わない。

#### (休会)

第8条 会員が休会しようとするときは、理事会において別に定める休会届を、期間及び理由を付して理事長に提出することができる。

- 2 理事長は、正当な理由があると認めるときは、休会を承認することができる。
- 3 休会中の者は、理事会において別に定める休会解除届を、理事長に提出することにより、第6条の規定にかかわらず、再び会員となる。

#### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を、理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員が退会しようとする場合は、未納の会費を完納しなければならない。

#### (懲戒)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において別に定める手続きに従って、理事会の決定により懲戒処分を行うことができる。

- (1) 法令又はこの定款若しくは規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉又は信用を毀損し、その他会員としての品位を損なう行為をしたとき。
- (3) その他懲戒処分すべき正当な事由があるとき

- 2 懲戒は次の5種とする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 譴責
- (3) 会員資格の停止
- (4) 退会勧告
- (5) 除名

3 前項第5号により会員を除名する場合は、第1項の理事会の決議に加え、総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる決議がなければならない。また、その会員に対し、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 休会中であるとき
- (4) 総社員が同意したとき

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散、合併及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 この法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長が指名する。但し、理事長が欠席の場合は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任できることとする。

(書面表決等)

第20条 社員は、あらかじめ通知された議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出することにより議決権を行使することができる。また、他の社員を代理人とすることでその議決権を行使することができる。

2 社員はあらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上50名以内

(2) 監事 1名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長に、20名以内を常務理事とすることができる。

3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。



(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 但し、社員総会において決議をする前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。この場合の支払い基準については、社員総会において別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が指名する。但し、理事長が欠席の場合は、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 幹事

(幹事の設置)

第36条 この法人に、任意の機関として、幹事長1名、副幹事長2名以内及び幹事50名以内を置く。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、理事長の業務執行及び副理事長並びに常務理事

の業務の分担執行を補佐する。

3 幹事長、副幹事長及び幹事の選任及び解任は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 幹事長、副幹事長及び幹事の報酬は、無報酬とする。

## 第8章 名誉会長

(名誉会長の設置)

第37条 この法人に、任意の機関として、名誉会長3名以内を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人の発展に多大な貢献をなした者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長は、理事長の諮問に応じ、社員総会及び理事会に出席して参考意見を述べることができる。

4 名誉会長の報酬は、無報酬とする。

## 第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な、社員総会で基本財産と決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(特定費用準備資金等)

第43条 特定費用準備資金及び資産の取得又は改良に充てるために保有する資産その他の特定資産の積立て及び取崩しについては、理事会の決議より別に定める。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決

権の3分の2以上の決議により、変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併によってこの法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

2 前項第1号の決議は、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議とする。

(剰余金の処分制限)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第49条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併をすることができる。

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。また、必要に応じて事務局長を置くことができる。

3 事務局長は理事会の決議により任免し、職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委嘱する事項を定めて委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第14章 補則

(株式の議決権行使)

第53条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 附 則

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

平成25年11月8日施行

令和2年7月17日一部変更

令和5年7月14日一部変更